

第42期 (2022年3月期)

決 算 公 告

(2021年 4月 1日 から
2022年 3月 31日 まで)

鹿児島県志布志市有明町野井倉6965番地

サンキョーミート株式会社

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,986,264	流動負債	2,551,569
現金及び預金	2,083,570	買掛金	1,199,244
売掛金	1,876,524	未払費用	50,071
商品及び製品	454,097	リース債務	16,096
原材料	459,425	賞与引当金	236,378
貯蔵品	21,312	役員賞与引当金	9,860
前払費用	11,717	未払金	705,288
未収入金	74,469	未払法人税等	57,135
仮払金	5,146	未払消費税等	46,757
		預り金	5,736
		1年以内返済予定の長期借入金	225,000
固定資産	4,807,057	固定負債	1,240,889
有形固定資産	4,617,117	長期借入金	1,121,250
建物	2,207,912	退職給付引当金	4,930
構築物	372,105	長期リース債務	32,609
機械装置	1,310,219	預り保証金	82,100
車輛運搬具	2,810		
工具器具備品	11,618		
土地	594,889		
リース資産	52,240		
建設仮勘定	65,320		
	-		
無形固定資産	22,926	負債合計	3,792,458
ソフトウェア	19,668	純資産の部	
電話加入権	2,025	株主資本	6,000,863
水道施設利用権	12	資本金	230,000
電気ガス供給施設利用権	1,219	資本剰余金	-
		資本準備金	-
		その他資本剰余金	-
投資その他の資産	167,014	利益剰余金	5,770,863
関係会社株式	70,000	利益準備金	57,500
出資金	500	その他利益剰余金	5,713,363
長期前払費用	8,330	固定資産圧縮積立金	-
繰延税金資産	87,975	別途積立金	-
差入保証金	199	繰越利益剰余金	5,713,363
長期未収金	8		
		評価・換算差額等	-
		その他有価証券評価差額金	-
		繰延ヘッジ損益	-
		純資産合計	6,000,863
資産合計	9,793,321	負債・純資産合計	9,793,321

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

注記事項

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 其他有価証券
 - 市場価格のない株式等
以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産
 - 商品及び製品
月別移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - 原料・主要原料
月別移動平均法による原価法
 - 貯蔵品
最終仕入法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
(リース資産を除く)
定率法
ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)及び、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産
法人税法の規定に基づくリース期間定額法とリース期間との償却年数が異なるリース資産について自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一にしております。(なお、所有権移転外ファイナンスリース取引の内、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - (4) 長期前払費用
定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職者について退職給付に備えるため、旧退職金規定に基づいて計上した残高があります。
4. 収益及び費用の計上基準
商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。
当該履行義務は、国内販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、商品又は製品の出荷時点において充足されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。国外への販売については、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 連結納税制度の適用

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社は、連結納税制度を適用しており、当社は、その連結子法人となっております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算税制へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当期純損益金額

当期純利益 1,046,080千円

(注)記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。